フロア調整額				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［項を削る。］				
［項を削る。］				
［項を削る。］				
［項を削る。］				

（記載上の注意）
［１．～６．　略］
〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕
［表略］
（記載上の注意）
［１～４　略］
〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

項　　目	当　期　末	前　期　末
連結レバレッジ比率	%	%
最低連結レバレッジ・バッファー比率	%	%
連結レバレッジ・バッファー比率	%	%

（記載上の注意）
［１・２　略］

第２　［略］

信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
［同左］				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier１資本調達手段の額から適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier２資本調達手段の額から適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

（記載上の注意）
［１．～６．　同左］
〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕
［同左］
（記載上の注意）
［１～４　同左］
〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

項　　目	当　期　末	前　期　末
連結レバレッジ比率	%	%
［項を加える。］		
［項を加える。］		

（記載上の注意）
［１・２　同左］

第２　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和五年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）別紙様式第一号から別紙様式第四号までは、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度又は事業年度に係る中間業務報告書又は業務報告書について適用し、施行日前に終了した中間事業年度又は事業年度に係る中間業務報告書又は業務報告書については、なお従前の例による。

２　施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書又は業務報告書に記載すべき単体自己資本比率及び連結自己資本比率が施行日の前日において適用されていた株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項各号に規定する基準の例により算出したものである場合には、当該中間業務報告書又は業務報告書についての新規則別紙様式第一号及び別紙様式第二号（国際統一基準に係る単体自己資本比率に係る部分に限る。）並びに別紙様式第三号及び別紙様式第四号（国際統一基準に係る連結自己資本比率に係る部分に限る。）の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。